

ワークシート① 『児童福祉法／児童福祉施設の設備及び運営に関する基準／労働基準法／育児・介護休業法』

記入日： _____年 _____月 _____日

クラス _____ 番号 _____ 氏名 _____

○児童福祉法

第1条 全て児童は、児童の（_____）に関する条約の（_____）にのっとり、（_____）されること、その（_____）を保障されること、愛され、（_____）されること、その心身の健やかな成長及び（_____）並びにその（_____）が図られることその他の（_____）を等しく保障される（_____）を有する。

第18条の4 この法律で、（_____）とは、第18条の18第1項の登録を受け、保育士の名称を用いて、（_____）及び（_____）をもつて、（_____）及び児童の（_____）に対する保育に関する（_____）を行うことを業とする者をいう。

第39条 保育所は、（_____）乳児・幼児を日々（_____）の下から通わせて（_____）を行うことを目的とする施設（…中略…）とする。

○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

第33条第2項 保育士の数は、（_____）おおむね（_____）人につき一人以上、満（_____）歳以上満（_____）歳に満たない（_____）おおむね（_____）人につき1人以上、満（_____）歳以上満（_____）歳に満たない（_____）おおむね（_____）人につき1人以上、満（_____）歳以上の幼児おおむね（_____）人につき1人以上とする。ただし、保育所1につき2人を下ることはできない。

○労働基準法

第65条 使用者は、（_____）（多胎妊娠の場合にあつては、（_____）週間）以内に出産する予定の女性が

（_____）を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。

2 使用者は、（_____）を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、

（_____）を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。

○育児・介護休業法

第5条 労働者は、その養育する（_____）歳に満たない子について、その事業主に申し出ることにより、（_____）をすることができる。